

○要綱第2条（交付対象者）関係

Q：当該支援金の対象となる事業所なのか分からない。

A：対象と思われる事業所を運営している事業者（事業所の運営法人）に対して、電子申請用の申請番号を記載した通知を発送しています。なお、審査状況によっては、対象とならない場合があります。

Q：1つの法人が、別表2「障がい者福祉施設等」の事業種別の欄に掲げる事業を**複数**実施している場合、それぞれの事業が交付対象となるのか。対象となる場合、まとめて申請することは可能か。

A：例えば、1つの法人で生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）の3つの事業を運営している場合は、それぞれが交付対象となります。また、1つの法人で、生活介護事業所を2ヶ所運営している場合も、それぞれが交付対象となります。

なお、申請は、交付対象となる全ての事業所分をまとめて申請してください。

Q：熊本市外に住所を有する施設等は、対象外となるのか。

A：本支援金は、「熊本市に住所を有する施設等であること」が要件であるため、熊本市外に住所を有する施設は、対象外となります。

Q：令和8年4月1日以降に開設・運営した事業所は、対象外となるのか。

A：本支援金は、「令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業を運営した日数が30日以上あること」が要件であるため、令和8年4月1日以降に開設・運営した事業所は、対象外となります。

Q：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業を運営した日数が30日以上あっても、申請時点で事業を休止している場合は対象とならないのか。

A：本支援金の趣旨が、安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、本支援金の申請時点で継続してサービスを提供していない場合は、対象外となります。

Q：届出を行わない事実上の廃止又は休止とは、こういった状態を指すのか。

A：指定を受けているかサービスの提供は行っていない場合など、廃止又は休止は行っていないが運営の実績がない場合を想定しています。

○要綱第5条（交付の申請）関係

Q：支援金の申請者は、各事業所の代表者ではなく、事業者（事業所の運営法人）名・事業者（事業所の運営法人）の代表者で申請すればよいか。

A：事業者（事業所の運営法人）名・事業者（事業所の運営法人）代表者名での申請をお願いします。

Q：複数の施設・事業所を運営している場合、まとめて申請することは可能か。

A：複数の施設・事業所を運営している場合、まとめて申請してください。

○要綱第7条（関係書類の整備）関係

Q：整備すべき関係書類にはどういったものがあるか。

A：対象経費の収支に関する帳簿類や領収書等の書類を、令和9年度から起算して5年間（令和13年度末まで）は保管する必要があります。本市が求めるときに提出していただく場合があります。

○その他

Q：本支援金の受給において、法人代表者の口座ではなく、他の口座へ振り込んで欲しい場合はどうしたらよいか。

A：委任状の提出をおねがいします。ホームページに掲載する様式を使用してください。
なお、提出方法については、郵送をお願いします。

Q：電子申請した情報に誤りがありました。対応方法について知りたい。

A：障がいサービス課支援金担当（096-361-2588）までご連絡ください。改めて対応方法をご案内いたします。